

社会的養護体制整備事業

【社会的養護とは】

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童（被虐待児童、家庭環境不良の児童等）を、公的責任で社会的に養育すること。

【国の社会的養護の基本的方向】

～社会的養護の課題と将来像（平成23年7月）より～

（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）

◎ 社会的養護の機能

- ① 養育機能
- ② 心理的ケア等の機能
- ③ 地域支援等の機能

◎ 今後の社会的養護の基本的方向

→家庭的養護の推進

- ・できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。

